

◆4番（松井英雄議員） 4番、公明党長野市議員団、松井英雄でございます。

小・中学校における就学援助についてお伺いいたします。

就学援助制度は、生活保護を必要とする要保護児童と、要保護児童に準ずる程度に困窮していると認定された準要保護児童を対象に、市町村が修学旅行費や学用品費などの費用の全額又は一部を支給するものです。

支給対象の項目も幾つかありますが、今回は通学費についてお伺いしたいと思います。

現在、長野市の通学の助成制度は、通学距離が小学校おおむね4キロメートル、中学校ではおおむね6キロメートルの児童・生徒に対し、バスの定期代などを助成しています。

しかしながら、この通学助成制度は、長野市では学区外通学には適用されません。学区外へ通学する児童・生徒は、保護者の都合、児童・生徒の教育環境から、やむを得ず学区外の学校へ通うなど様々な理由があります。

元に戻りますが、就学援助制度においても通学費は認められていますが、長野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則、平成元年9月30日、長野市教育委員会規則第4号で定められている学区以外へ通学する児童・生徒は対象となりません。就学援助制度を利用されている保護者は、さきに述べたとおり、生活に困窮された方への支給制度です。そして、学区外へ通学することもやむを得ない理由から教育委員会が認め、通学をしているところです。

そのようなことから、就学援助制度を利用されている学区外通学への定期代など、通学費も対象となるように拡大すべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

（4番 松井英雄議員 質問席へ移動）

◎教育次長（松本孝生） 通学費の助成につきましては、通学区域として指定された小・中学校以外に通う場合、いわゆる区域外通学の場合には対象にしてございません。就学援助制度でも、特別支援学級に入級する場合を除き、区域外通学に対しては通学費を支給しておりません。

区域外通学は、保護者からの申請により、各家庭で通学途上における安全責任を持つことなどを条件に、指定された本来通うべき小・中学校以外への通学を特例として許可しているものでございます。

昨年度の区域外通学は342件ありましたが、その理由といたしましては、学年の途中で転居した後も引き続き従前の学校に就学を希望する場合など、保護者の都合によるものが大多数を占めております。

区域外通学に対する通学費の支給拡大に関しては、昨年度まで保護者や学校からの要望は寄せられていなかったところですが、御質問のとおり、区域外通学の理由は様々でございますので、個々の御家庭によって異なる事情にどこまで配慮ができるのか、また、そのことが制度の趣旨に沿い、公平性も保てるのか、実態の把握をしてまいりたいと考えております。

◆4番（松井英雄議員） ありがとうございます。

全ての学区外通学ではなくて、就学援助の支給対象となっている、本当に支援を必要とする方への通学費の定期代などの補助でありますので、しっかり調査をして検討していただければと思いますので、

よろしくお願ひいたします。

続きまして、防災対策についてお伺ひいたします。

まず、1点目に災害時の応急給水についてお伺ひいたします。

長野市の災害時の給水計画では、応急給水においては、他市町村との連携強化、配水池等の緊急遮断弁等の設置が計画に挙がっております。今回、消火栓を活用した応急給水を提案しようとしたところ、既に上下水道局水道維持課でユニットを15セット持っているとのことではありますが、使用方法では、断水時に給水車や貯水槽と接続使用をし、消火栓では考えていないとのことでした。

東京都地域防災計画では、消火栓の応急給水としてこのユニットが位置づけられており、2,600セットを超えるユニットが避難所や福祉避難所に配備されております。また、東京都福生市では、火災の初期消火や災害時の応急給水などに利用できる消火栓スタンドパイプを市内の全自主防災組織に配備いたしました。そして、各自主防災組織を対象に、消防署、消防団の指導の下、スタンドパイプでの訓練を実施するなど、使用方法の周知徹底を行っております。

いざというときのことを考えると、理想は福生市のように全自主防災組織に配備し、災害対応力と地域防災力の向上につなげていくことが望ましいと考えます。

現在、15セットのユニットを消火栓を活用した応急給水に地域防災計画で位置づけるとともに、まずは防災備蓄倉庫からなど、少しずつでもユニットのセット数を増やし、そしてユニットを使った訓練をすべきと考えますが、御所見をお伺ひいたします。

◎危機管理防災監（杉田浩） 上下水道局では、組立式仮設給水栓を緊急貯水槽が設置されている若里公園、城山公園、東和田の長野運動公園等に合計15セット保管しており、災害時の断水の際には、緊急貯水槽や給水車による給水活動において、この組立式仮設給水栓を使用するものです。

議員御提案の自主防災組織による消火栓を活用した給水活動につきましては、市内に設置された7,815基の消火栓を使って、地域の皆様によって迅速に給水活動が行えることや、1つの消火栓から同時に複数の給水が可能となることなどの利点がございしますが、断水時には消火栓が使用できなくなること、消火栓内のさび等により赤水が発生することなどの課題もあります。

このため、消火栓を活用した応急給水体制の検証を行う中で、消火栓ユニットを活用する地域での有効性、安全性を見極めた上、地域防災計画への位置づけや防災備蓄倉庫への配備、さらには自主防災組織の訓練にユニット取扱いを取り入れる是非などについて検討をしております。

◆4番（松井英雄議員） ありがとうございます。

避難所等、災害のときに長期化した場合に非常に有効であるかなというふうに思っておりますし、また土砂災害地域で自宅に帰りたくても帰れない方には、ライフラインが復旧した後に消火栓が使えるのではないかなというふうに思っておりますので、御検討をお願いいたします。

2点目は、学校給食センターを防災計画の中で、災害時の食料配給の拠点に位置づけるべきと考えます。

近年、地域に深刻な影響を与える大きな災害が頻発しています。そのような中、想定外という言葉はタブーであり、個人、地域、行政等が準備すべきことや、万が一起こってしまった場合の復旧、復興なども考えなくてはなりません。

そのような中、他市町村において、学校給食センターを災害時に活用する体制が多く見られます。長野市においては、災害時において学校給食センターの位置づけはされておられません。

川越市の地域防災計画では、災害時の炊き出しは、学校給食センターへ食料が搬送され、炊き出しを行い、給食班が避難所まで搬送する計画になっています。学校給食センターは衛生的であり、大きな釜もあり、災害時の炊き出しには最適と考えます。

また、長野市ではビッグハット、エムウェーブ、ホワイトリングが物資の受入れの拠点となっておりますが、そこから食料などは学校給食センターに配送し、食料の保管拠点とすべきと考えます。

そこでお伺いします。災害時において、学校給食センターを炊き出し、そして食料保管・配給拠点とすべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

◎危機管理防災監（杉田浩） 災害時における学校給食センターの活用につきましては、どのような支援が可能か、教育委員会において検討をしております。

これまでの検討においては、まず、学校給食衛生管理基準で、食材は原則として当日搬入し、1回で使い切る量を購入することと定められていることから、長期間を想定した備蓄設備を設けていません。また、学校給食センターにおける緊急炊き出しには、自家発電装置やプロパンガスの備蓄の他、災害時専用の炊き出し釜を施設内に設置する必要がありますが、現状においては、ライフラインが寸断された場合、学校給食センターの稼働は困難となります。

また、学校給食センターは、災害時においても、学校給食を提供することになるなどといった多くの課題があり、地域防災計画の見直しには至らなかったものであります。

したがって、現在のところ、学校給食センターは災害時の炊き出し、食料保管・配給の拠点と位置づけるのは難しいものと考えておりますが、災害時に温かい食事を提供することは、避難者の方々への重要な支援でありますので、災害時食料供給協定事業者との連携により、避難者への食料供給を行ってまいります。

◆4番（松井英雄議員） 学校給食センターに食料のそういう保管がないということでもありますけれども、ビッグハット、エムウェーブ、ホワイトリングにも食料を置く場所がないと思います。

ここは物資を受け入れるんですけれども、その中には食料、もちろん缶詰とか長期保存のものもあると思いますが、先ほどと同様に長期化した場合に、やはり拠点として位置づけるべきであって、ライフラインが寸断されていても、早くそこをまず復旧をさせて、そして大きな釜もあるし、また衛生的であるということでもやはり位置づけて、長期化ということを考えていくべきだと思いますので、また御検討をよろしくお願いいたします。

来月10月25日施行の住宅セーフティネット法改正法についてお伺いいたします。

人口減少時代にあっても、高齢者の単身世帯は増え続けている現状があります。また、若年層の収入もピーク時より1割ほど減っています。併せて、ひとり親世帯の収入も生活する上で非常に厳しい現状があります。

そうした背景の中、民間の賃貸住宅には多くの空き室があります。この空き家、空き室を住宅確保要配慮者向けに活用していく目的がこの改正と理解しています。

今回の改正で、自治体が任意である供給促進計画を策定することによって、登録住宅の改修への支援、

入居者負担の軽減、居住支援活動への支援などを行うことができます。それぞれの支援については、各自自治体で供給促進計画の中で決めていく必要があります。

また、改修費補助の国の直接補助は、平成 31 年度末までの時限措置となっていることから、後で計画を策定するのではなく、建設部、保健福祉部など、各部が連携をし、長野市のセーフティネット住宅を進めていくべきと考えます。

長野市においては、供給促進計画を策定すべきと考えますが、御所見をお聞かせください。

◎建設部長（島田純一） 住宅セーフティネット法は、低額所得者や高齢者、子育て世帯などの住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図る目的で、平成 19 年に制定されております。

本年 4 月の改正で、今後の住宅確保要配慮者の増加に対応するため、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や登録住宅の改修に対する支援制度、賃貸住宅供給促進計画の策定制度等が創設されました。

そのうち賃貸住宅供給促進計画は、地方公共団体が住宅確保要配慮者の居住の実態や住宅の供給状況等を把握した上で、住宅確保要配慮者に対する住宅の供給目標等を定め、総合的かつ計画的に施策を展開するため、策定するものとされております。

現在、国においては、法改正に伴う施行規則案及び関連告示案が示され、パブリックコメントを実施中であり、制度の運用等が確定していない状況であります。また、賃貸住宅供給促進計画の作成に当たっては、県〔訂正済〕の供給促進計画の策定方針とも調整を図る必要があると考えておりますが、現在のところ、県の策定方針は未定と聞いております。

本市におきましても、民間賃貸住宅における住宅確保要配慮者の居住の実態や住宅の供給状況等が把握できていないため、現在のところ、供給促進計画の策定が進められない状況でございます。

本市では、住宅確保要配慮者の住宅確保は、公営住宅を基本として考えておりますが、住宅確保要配慮者には個々の事情により、公営住宅への入居が困難な方もいらっしゃいます。

議員御指摘のとおり、このような方々を対象に、民間賃貸住宅の空き家、空き室を登録住宅として活用することにつきましては、公営住宅の機能を補完できることから有効であると考えております。

今後は、新たに実施される住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅による登録実績や住宅確保要配慮者のニーズ等を把握し、県の賃貸住宅供給促進計画の策定方針が示された時点で、供給促進計画の策定について、関係部局で協議をしたいと考えております。

なお、登録住宅制度の登録を促進するためには、国の直接補助による改修費補助というものも有効と考えておりまして、登録住宅の活用が地域住宅計画等に記載されていることで、国の補助制度の活用が可能となる見通しでありますことから、早急に手法を探ってまいります。

◆4 番（松井英雄議員） ニーズ調査等をしていただけるということでございます。

秋田市においては、もうホームページでこの計画のパブリックコメントを予定するというふうに、いつというのは書いていないんですけども、今後予定するというので、多分何らか考えているのかなというふうに思っております。

長野市においても、国土交通省の住宅局の講演等も聞いて、説明も受けていると思いますので、大方分かっているかと思いますが、御検討を是非県へ働き掛けながら進めていただきたいと思っておりますし、ま

た長野市には東京事務所がありますので、省庁からの情報というのもいち早く察知をしていただいて、そして、この住宅セーフティネットも進めていただきますよう、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。